

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年大阪市条例第27号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(感染症予防救治従事者手当)  第11条 [略]  2 前項に規定する手当の額は、業務又は作業に従事した日1日につき、 <u>160円</u> とする。	(感染症予防救治従事者手当)  第11条 [同左]  2 前項に規定する手当の額は、業務又は作業に従事した日1日につき、 <u>160円</u> （同項第1号に規定する作業のうち、心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定めるものに従事した場合にあっては、3,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額）とする。
(危険動物等取扱手当)  第12条 危険動物等取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。  [(1)・(2) 略]  (3) 健康局又は区役所に所属する職員のうち人事委員会規則で定めるものが、蜂その他の昆虫等の駆除作業（生命又は身体に対する危険が予測されるものとして人事委員会規則で定めるものに限る。）に従事したとき  [2・3 略]	(危険動物等取扱手当)  第12条 [同左]  [(1)・(2) 同左]  (3) 健康局又は区役所に所属する職員のうち人事委員会規則で定めるものが、 <u>はち</u> その他の昆虫等の駆除作業（生命又は身体に対する危険が予測されるものとして人事委員会規則で定めるものに限る。）に従事したとき  [2・3 同左]
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年5月19日提出

大阪市長　横山英幸

説明

新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染されている区域における当該病原体の付着した物件等の処理作業に従事した職員に対して支給する感染症予防救急従事者手当の額を改定するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。